



写真1 東京松平家宛書簡群(一部) 松平文庫 福井県立図書館保管

解説

東京松平家宛書簡にみる春嶽と福井

吉田 健

本編『越前松平家家譜 慶永4』および次編『越前松平家家譜 慶永5』は、福井藩十七代藩主松平慶永(春嶽)の事績を記録した「家譜 慶永公」の明治元年(一八六八)から六十三歳で死去する同二十三年までにあたる。同三年に中央政界を退いたのちも、有力大名出身の華族の代表として活躍した春嶽の経歴からして、旧領地福井との関係はおのずと希薄なものとならざるを得ない。

しかし、旧家臣との交流は亡くなるまで絶えることなく、春嶽が旧領地福井に深い関心をもち続け、また福井在住の旧家臣たちに隠然たる影響力をもっていたことを、「家譜」の記述の中に見出すこともできる。

ここでは、この資料を利用するうえでの参考として、この時代の福井から東京松平家に宛てられた書簡を通じて、春嶽と福井の関係についてその一端を紹介する。なお、次編『越前松平家家譜 慶永5』は本編と一体のものとして編集し、都合により分割したもので、本編に続いて本年度中の発刊を予定している。このため本稿もこの両編を対象とした。

一、東京松平家宛書簡群

松平文庫(福井県立図書館保管)には、福井のおもに松平家事務所から東京松平家に宛てられた明治期の書簡群が残されている(写真1)。かつて福井県史編さんの過程で一部調査され、マイクロフィルムに撮影されているが、いまだ一般には公開されていない。本編の編さんを契機に、これら書簡群についても、関心が高まることを期待して、あえてその一部を紹介する。

表 越前松平家の家令・家扶・家従（明治5年・同17年）

明治5年8月 家 扶 準家扶 家 従	伊藤輔 香西成 井上徹 中根新 白井久人 蟹江太平 沢木禄平 田代弘 堀庸 竹内甚八郎 山沢簡 佐野久 山本武 高橋太市
明治17年1月 家 令 家 扶 家 従 (福井在勤)	武田正規 鈴木準道 笹川章門 沢木禄平 長谷川皎 佐野久 山本武 岩屋政 鈴木忠夫 津保知良

「家譜」慶永公 明治5年8月・「家譜」茂昭公 明治17年1月による。

この書簡群は、明治五年ごろから同二十年代中ごろまでの書簡約二〇〇通（仮目録）からなる。旧家臣からのものも含まれるが、大半は福井の松平家事務所が置かれた養浩館（御泉水邸）に常駐した松平家の家従から、東京松平家事務所の家令等に宛てられたものである（表参照）。

本編と次編の口絵にその内容の一部を掲載した。当時の郵便制度（二匁毎に二銭）からくる重量節約のため、その大半が通常の印刷では判読困難なほどの極端な細字となっていることが特徴であり、あえて口絵として掲載した理由でもある。

二、「家譜」に記述された御泉水邸

これらの書簡の大部分の発信地となった御泉水邸は、藩政時代藩主の別邸として使われ、廃藩後は松平家の福井における拠点とされた。たとえば、春嶽は廃藩後に三度福井を訪れているが、明治六年六月の墓参には「御旧臣士・卒族各所御出迎、御泉水御邸迄御供致候」（「家譜」慶永公 明治六年八月「正二位様福井御滞在中御日記抜萃」とあり、御泉水邸に宿泊していることがわかる。また、同十年五月の十八代藩主茂昭と二人揃っての帰福では、「足羽山山田仁右衛門宅へ御投宿相成候」（同十年五月二十日条）とあり、御泉水邸に宿泊はしていないが、たとえば「夫々泉邸へ被為入、御重器・御世譜御覧、畢而御懇意連中江御酒肴被下之」（同五月二十九日条）とあるように滞在中はしばしばこの建物を利用している（同十四年五月の最後の帰福については記述がなく不明）。

この建物の管理が明確になったのは、同十一年四月にそれまで御泉水邸の管理を依頼していた真杉清陰にかわり、新たに津保知良・福岡甚作を福井家従として任命してからで、「福井家従職務章程」を制定して御泉水邸を始め福井における松平家に関する事務を一切管理担任させたことによる（「家譜」茂昭公 明治十一年四月）。

御泉水邸は最初春嶽により「浴恩閣」と名づけられた（「家譜」慶永公 明治十一年十月十二

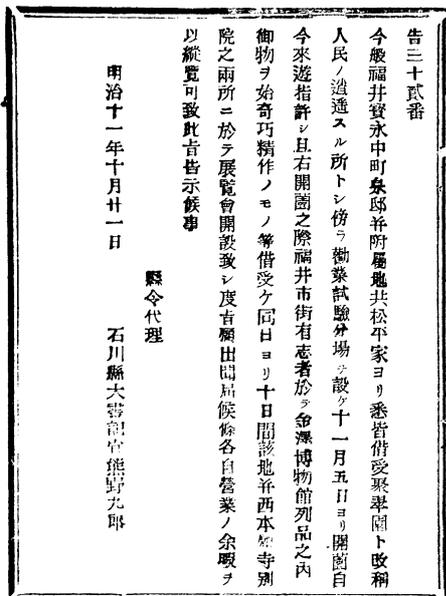


写真2 石川縣布令書

日条)。これは明治天皇の北陸巡幸にあわせて、当時管轄下にあった石川県が、この邸地を借り受け、公園として開放したことに由来する。当時の石川県布令書(写真2)によれば、県は庭園を「聚翠園」と名づけている。貸し渡したものの、建物の管理を続ける福井在勤の家従は、従来より庭園と建物を一体のものと考えており、その片方の庭園に新たな名前がつけられたことから、対抗上建物にも名前をつけるよう春嶽に頼んだのである。しかし、せっかく春嶽の命名になるこの「浴恩閣」の呼称は、その後使われた形跡はなく、「家譜」の記述では翌十二年にはすでに御泉水邸の呼称に戻っている。公園として公開されたのが短期間であったため、園名とともに、福井の人々に知れわたるまでに至らなかったであろう。

三、養浩館の由来

明治十七年八月この御泉水邸は、春嶽によって再び「養浩館」と名づけられた(「家譜」慶永公 明治十七年八月二十一日条)。この事情については、次の二通の書簡がその経緯を伝えている。いずれも福井在勤の家従鈴木忠夫(越前福井宝永上町)から東京松平家の家令武田正規(東京小石川水道町三五番地)に宛てたものである。

○鈴木忠夫書簡(1)(明治十七年七月三日付 武田正規宛)(写真は5編口絵2)

○中学校々長松田政常氏へ泉邸御茶屋御貸渡云々は又拝承仕候、右者於東京御聞濟之上ハ、於此表彼是申候義ニハ無之候得共、第一疊ハ大破、迎も住居ニハ六ツケ敷、其上該先生ハ如何ナル人歟、素ヨリ知ルヨシナシト雖モ、凡生徒上リ之先生ハムザハイ千万ニテ手弱キ御茶屋ハ不相当、別而薩人ニ於テヲヤ、何卒萩原氏へ周旋致サセ、拝借願出ヌ様致度心底、此後誰人ニテモ、可相成ハ暫時成共輕忽御貸渡御許容無之様願度、月給ノ八拾円も取ル官的ハ他ニ随分居所ニ差支ハ無之筈、△此段御含奉願候

(欄外追記)「△輔仁会委員ニテモ是迄勤番之御小屋ヲ貸ス様、輕易ニ心得ラレテハ甚迷惑也」

○鈴木忠夫書簡(2)(明治十七年八月十三日付 武田正規宛)(写真は5編口絵3)

陳ハ曾テ御示諭相成候泉邸一円石川県御貸渡之際、則老公御撰号ハ浴恩園、桐山県令之号ハ聚翠園ト撰定相成候旨、伊藤真氏申聞候、素ヨリ旧藩遺趾之事ナレハ、精一パイ大キイ号ヲ願度と存候へ共、去迎館ノ堂ノト申ハ該御邸ニ不当トアレハ致方も無之、迂生輩兎蒙之知ル処ニ能はず、ナレトモ園ニテハ御庭而已ニ際リ、御館ニハ関係無之様ニも愚考仕候、何卒他邦へ聞エテ恥かしからぬ尊大之御館号ヲ願度、此段御含可被下候

書簡(1)では、新任の若い中学校校長(松田政常)に「泉邸御茶屋」を貸し渡せという東京からの指令に、この乱暴な薩摩人に「手弱キ御茶屋ハ不相当」と、拝借願いを出させないよう要望している。かつての江戸藩邸内の勤番小屋を貸すように「輕易ニ心得ラレテハ甚迷惑也」と、東京の旧家臣たちが、御泉水邸を軽んじ始めていることに、福井在住の旧家臣として強い不快感を表明している。そして、鈴木はこのような風潮を振り払う手段として、書簡(2)で「何卒他邦へ聞エテ恥かしからぬ尊大之御館号ヲ願度」と春嶽の權威にすがったのである。ただし、「曾テ御示諭相成候」とあるように、東京の方でも前回の命名について記憶しているものがあり、その指摘を受けて、「老公御撰号ハ浴恩園、桐山県令之号ハ聚翠園ト撰定相成候旨」と、当時の担当者伊藤真に確認した。この際「浴恩閣」が「浴恩園」と間違っただけで伝えられたため、これでは庭の名前で館には関係ないと、新たに「尊大之御館号」を願うことになったのである。松方デフレの影響下、御泉水邸ひいては福井在住の旧家臣達の沈滞ムードを吹き払うため、どうしても春嶽による新しい命名が必要だったのである。

四、「世譜」の編さんその他

次に、口絵で取り上げた他の書簡について、その読みを掲げ、少々の説明を加える。

○村田氏寿・千本久信書簡（明治五年四月三日付 香西成他二名宛）（写真は4編口絵2）
（一行目途中から）

○正院より兼而御達有之候大蔵省官員、為巡廻両三日前々来県（五員ニ而）、主意ハ大蔵省と地方と情実不通之患無之様有之度、且御維新已来五年相成候得共、理財・出納の大体いた分明不相成、依而租税・出納金の實際取調等の為也、右ニ付比来休日も立不申、劇務不啻此中加フルニ元勝山県権大参事井上庄之助・脇谷正朔初旧官員都合六名、司法省を捕縛指出候様至急之達、廿七日夕申来、依而即刻手配之上翌朝捕縛、廿九日直チニ東京へ護送ニ及申候、臨時の心配夫是御推察可被下候、右ハ負債一条より事発り候哉ニ候

○当県庁も過日来疊を廃し、総而板敷ニ致し、椅子・高案・ガラス障子、官員も筒袖・ヅボン躰段、諸省同様之振合ニ取計候所、面目一新、官員も一際協和勉焉罷在候、今般蔵省取調之件々も、先大穴も明不申候間、御顧念被下間布候、先ハ御礼申上、且御細書之貴酬迄、如此御座候、敬具

初夏三日

千本久信

村田氏寿

香西 成様

伊藤友四郎様

井上 徹様

再伸

老公御書被成下候得共、別段御封ハ不指上候間、此義も宜々御申上可被下候、以上

これは明治五年四月三日付の、足羽県参事村田氏寿と権参事千本久信から、東京松平家家務所の家扶三名に宛てた、当時では珍しい西洋紙両面に鉛筆書きの書簡の後半部分である。大蔵省官員の査察があり、県庁の責任者としてその対応に忙殺されたこと、司法省による旧勝山県職員 of 捕縛・東京護送（旧藩時代の負債に関する嫌疑）の指令が重なったことなどに続けて、かつての上級武士の屋敷を利用した県庁の洋風化を、この査察にあわせて行ったことを報告している。畳を板敷きに、椅子・机（高案）・ガラス障子・官員の洋装（筒袖・ズボン）の導入と、「諸省」すなわち中央官庁と「同様之振合」になるよう急速な洋風化を行ったので、県庁は面目一新し官員もひとときわ協和に勉めていたあと、査察の結果について「先大穴も明かなかったので心配なさらないで下さい」と結んでいる。再伸で「老公御書被成下候」とあるように、この件に関してあらかじめ春嶽から書簡をもらっており、この書簡も家扶宛ではあるが当然春嶽が目を通すことを前提に記述している。

○千本久信ほか書簡（1）（明治九年十二月二十五日付 武田正規宛）（写真は4編口絵3）

（一一行分 略）

一 寺島知義江被下之老公御書及御羽織、去ル十八日泉御邸ニおいて被下ニ取計候所、其頃正四位様御書も中根氏ちね寺嶋へ直ニ相廻候由、誠ニ冥加ニ余り候儀、深く難有狩、老人感涙歎行、私共迄厚御礼之儀も申出候、両公御書共寺嶋ノ名迄御書載せ身ニ余り候、過分ノ儀喜色充溢、傍ノ者迄も共ニ落涙ニ及候、御世譜方も右御礼私共迄申出候

一 御世譜清書も本多醇世（旧名内藤彦左衛門事）十八冊相認候、其余服部市九郎へ両冊遣し置、来年ニ相成候へハ、今一兩人も相認候者出来可致と存し候、此節ハ少し書ニ而も能出来候者ハ遊び居候ハ少く、八方相調候へとも清書為致候程ノ人無之、甚致心配候、来年ハ少し

この二通の書簡とともに、旧藩時代春嶽の側近くに仕えた福井在住の旧家臣（大井弥十郎・毛受洪・千本久信）から東京松平家の家令武田正規に宛てたもので、何れも末尾に近い部分を取り上げている。二通とも書き手は同じで、筆跡から毛受洪によるものと思われる。彼はこの九年五月に「当家世譜編製之要件依頼候事」という辞令を受け、「世譜」編製の責任者となっているが、両書簡からはこの時期「世譜」の清書に力が入れられていることがわかる（慶応三年までの「世譜」の完成は明治十一年十二月、『越前松平家家譜 慶永1』解説参照）。なかでも書簡（1）では、適当な清書担当者がなかなか得られないこと、書賃が一枚銀二匁五分で二〇枚書いて一二銭五厘にあたるが、一日に二〇枚はなかなか難しいことなど、「世譜」の編さんにかかわる具体的な記録を残している。

書簡（1）の寺島知義に春嶽・茂昭両公より下された書および羽織は、彼が同六年一月の足羽県廃県のさい、廃棄文書を貰い受け、保管の後に松平家に寄贈したことに対する謝礼であった（『越前人物志』）。本人の感激の様子から、この謝礼が特別なものであることがわかるが、この寄贈文書は現在の松平文庫の主要な部分を占めるもので、その重要性からみれば、この謝礼がさほどのものとは思われない。それだけに、軽輩の旧臣寺島にとって、旧主君春嶽がいかに特別な存在であったかを示しているともいえよう。

書簡（2）の福井城内建物に関する記事は、同十年の初め二か月の間にそのほとんどが入札にかけられて取り払われたことを示している。この資料は、福井城内建物の処分時期について、現在確認できる唯一のものである。福井城址と松平家の関係については、すでに『福井市史 通史 編3 近現代』で述べたので、贅言を避けたい。なお、福井城址の処分に関連して、交同社による「城郭御貸渡願」（明治二十二年六月二十一日付）を写真掲載（5編口絵4）したが、内容についてはあわせて『同書』を参照していただきたい。

心当り有之、一兩人ハ出来可致存候、右書賃ハ過日申上置候通、壹枚ニ付銀式匁五分ツ、ニ而、貳拾枚認候へハ拾貳錢五厘相当り候事ニ候、一日之業ニ廿枚ハ内藤杯ニ而ハ六ヶ敷趣ニ候

(九行分 略)

大井弥十郎

毛受 洪

十二月廿五日 灯前ニ把筆

千本久信

武田正規様 閣下

不相変乱筆御判読奉希候也

○千本久信ほか書簡(2) (明治十年一月十四日付 武田正規宛) (写真は4編口絵4)

一 御世譜清本之儀御承知之趣、征長・征会御軍制写も御落手之趣、右ニ付御楮上之趣一々致
拝承候

一 此表御城内御建物、御本丸ニテ御台所向、三ノ丸ニテ銅御殿、新御住所ニテ御座ノ間一棟、
同所ニテ土蔵一ヶ処、二ノ丸ニテ火薬入候新敷土蔵一ヶ処相残シ、其余御建物不残陸軍省
ハ入札払ニ相成、六十日間ニ取払候筈、無是非事トハ申ながら落涙之至御座候、御本丸始
イクツニモ小仕切ニ致シ入札ノ由、御本丸ノ御多門杯ハ湯屋ノ用ニ供シ候ヨリ外致方無之
由、夥敷御建物故材木及瓦杯一時ニ低価ニ可相成と申事ニ候、六十日間ニ取払故売捌方六
ヶ敷、余程低価ノ入札ニ可有之ト申事、新御住所ニテ壹棟、三ノ丸ニテ壹棟交同社連ニテ
御払ニ相願度トノ事ニ候

(後略)